

○さつま町移住就業支援事業補助金交付要綱

令和元年10月3日

告示第47号

改正 令和3年4月1日告示第69—2号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏からさつま町に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、どんどんかごしま移住就業・起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、さつま町補助金等交付規則(平成17年さつま町規則第37号)その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 さつま町へ住民票を異動し、生活の本拠をさつま町へ移すことをいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (3) 中小企業等 補助金の対象として鹿児島県が選定した法人であつて、鹿児島県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (5) 起業支援金 県実施要領に基づき鹿児島県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (ア) 移住する直前に、連続して5年以上、東京特別区に在住していたこと。
 - (イ) 移住する直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在

住し、かつ、移住する3箇月前の時点において、連続して5年以上、東京特別区の法人等への通勤又は法人経営者若しくは個人事業主として東京特別区に通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京特別区の法人等又は法人経営者若しくは個人事業主を辞めてから、移住するまでの間に、東京特別区外であつて鹿児島県とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除く。)

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 令和元年10月3日以降に移住したこと。

(イ) 補助金の申請時において、移住後3箇月以上1年以内であること。

(ウ) さつま町に補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1箇年市区町村税を滞納していないこと。

(エ) その他町長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 補助金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3箇月以上在職していること。

オ イへの求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件 起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合に限る。) 次に掲げる要件いずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和元年10月3日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において移住後3箇月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、移住就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2) 移住先住民票謄本(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分)

(3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分)

(4) 移住元の市区町村における最近1箇年の滞納のないことを証する市区町村民税の完納証明書

(5) 補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書(第2号様式)

(6) 別表第2に掲げる証明書類等

(7) 町税等確認同意書(第4号様式)

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助金の申請日から5年以内にさつま町での居住が困難となった場合又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 補助金に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及びさつま町から求められた場合

には、それに応じなければならないこと。

(補助金の交付の決定等)

第7条 町長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、移住就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(第5号様式)により通知した上、申請から3箇月以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に定める移住就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書を受け取った日から起算して10日以内又は町長が別に定める日までに、請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 補助金の申請日から3年未満にさつま町から転出した場合
- ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内にさつま町から転出した場合

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月3日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第69—2号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円

別表第2(第5条関係)

区分	証明書類等
移住就業支援事業補助金(就業の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住就業支援事業補助金の申請用)(第3号様式)
移住就業支援事業補助金(起業の場合)の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書, 移住元での在勤地, 在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書, 移住元での在勤地を確認できる書類, 個人事業等の納税証明書及び移住元での在勤期間を確認できる書類

第1号様式（第5条関係）

移住就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

さつま町長 様

さつま町移住就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
補助金の種類	就業	起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して、さつま町に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

4 移住元の住所

（注）5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

- 5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴
(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

管理コード (さつま町使用欄)	
-----------------	--

第2号様式（第5条関係）

移住就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住就業支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 補助金に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及びさつま町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、さつま町移住就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 補助金の申請日から3年未満にさつま町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内にさつま町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、さつま町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 鹿児島県及びさつま町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住就業支援事業補助金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

さつま町長 様

住所
申請者
氏名

㊞

第3号様式（第5条関係）

就業証明書（移住就業支援事業補助金の申請用）

年 月 日

さつま町長 様

所在地
事業所
代表者名
電話番号
担当者

㊞

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
勤務者と代表者 又は取締役等の経営 を担う者との関係	

備考

移住就業支援事業補助金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鹿児島県及びさつま町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第4号様式（第5条関係）

町税等確認同意書

私は、移住就業支援事業補助金の申請に対し、交付決定の審査要件として、町税等の状況を確認されることについて同意します。

年 月 日

さつま町長 様

住 所

氏 名

申請内容に対する審査	審査見		審査	月 日 (職・氏名) 印
	納税等確認	<input type="checkbox"/> 町税	確認	月 日 (職・氏名) 印
		<input type="checkbox"/> 保育料	確認	月 日 (職・氏名) 印
		<input type="checkbox"/> 水道使用料	確認	月 日 (職・氏名) 印
		<input type="checkbox"/> 町営住宅使用料	確認	月 日 (職・氏名) 印

第5号様式（第7条関係）

移住就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

さつま町長

さつま町移住就業支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、及び確定したので通知します。

1 交付決定及び確定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内にさつま町での居住が困難となった場合又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及びさつま町から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

備考

- 1 さつま町移住就業支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満にさつま町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内にさつま町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (2) 補助金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (3) 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第6号様式（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 号により交付の決定及び確定を受けたさつま町移住就業
支援事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

さつま町長 様

住所

氏名

㊞

振込先金融機関名

支店

口座種別

口座番号

口座名義（フリガナ）

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第7条関係)

第6号様式(第8条関係)